

シンガポール、タイ、インドネシアにおける外国弁護士規制及び日本弁護士の活動状況

外国弁護士規制

	シンガポール	タイ	インドネシア
外国弁護士の活動方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の方法により、下欄記載の業務を行うことができる <ol style="list-style-type: none"> ① 法務省のLSRA (Legal Services Regulatory Authority) に登録する ② FPE (Foreign Practitioner Examination) に合格する ○ その他、現地の法曹資格を取得したり、インハウス(法曹資格不要)の弁護士として活動することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国弁護士は、タイ人が経営する法律事務所に雇用されるか、タイ人と共同して(資本の過半数をタイ人が出資)、現地法人の法律事務所を設立することで活動できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国弁護士は、現地法律事務所に雇用されるという形態で活動できる その場合には、弁護士会が実施する倫理試験に合格し、その推薦状を得た上で、法務人権大臣の許可を得る必要がある ○ なお、外国人は現地の法曹資格を取得できない
外国弁護士の業務範囲	<p>(上欄①、②に対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原資格国法、国際法に関する法律サービスの提供できる ② 会社法、商法等、一定範囲のシンガポール法の取扱可(ただし、所属事務所シンガポール法の取扱資格が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人は、法律、訴訟に関する業務に従事できない ○ 実情、外国弁護士は法律に関するコンサルティング業務のみ行っている(タイでは、法曹資格がなくても、同業務を行い得る) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原資格国法、商事・仲裁分野における国際法に関する法律サービスのみ提供できる ○ その他、毎月10時間以上の無償法律サービスの提供義務がある
外国弁護士事務所に関する規制	<p>下記の形態により法律事務所を設立できる(いずれもLSRAに登録が必要)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① RO (Representative Office) <ul style="list-style-type: none"> ※ 市場調査等しか行うことができない ② FLP (Foreign Law Practice) <ul style="list-style-type: none"> ※ 外国法に関する業務を行う ③ FLA (Formal Law Alliance) と JLV (Joint Law Venture) <ul style="list-style-type: none"> ※ FLA: 現地事務所とFLPが互いに独立性を保ちつつ、共同関係を構築 ※ JLV: 現地事務所とFLPが共同で会社を所有 ④ QFLP (Qualifying Foreign Law Practice) <ul style="list-style-type: none"> ※ QFLPライセンスの取得が必要。雇用するシンガポール法弁護士を通じ、一定範囲のシンガポール法の取扱可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国の法律事務所の参入は、外国人事業法により、規制される 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国弁護士は法律事務所を開設できない

日本弁護士活動状況

	シンガポール	タイ	インドネシア
日系企業等の進出状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会議所に登録している日系企業は803社(2014. 9), うち中小企業は約200社 ○ 商工会議所に登録していない中小企業やベンチャー企業数は3000社とも言われ, 増加傾向にある ○ 在留邦人は3万1038人(2014. 8) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 盤谷日本人商工会議所に登録している日系企業は1582社(2014. 10) ○ 商工会議所に登録していない企業も含めれば, 5000~7000社とも言われる ○ 在留邦人は4万9983人(2012) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社帝国データバンクの調査では, 1763社(2014. 6) ○ ジャカルタジャパンクラブの法人部会の会員は, 595社(2014. 11) ○ 中堅・中小企業の進出が増加傾向にある ○ 在留邦人は1万6296人(2013)
日本弁護士(法律事務所)の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6つの日系法律事務所が進出(うち5つは大規模法律事務所) <ul style="list-style-type: none"> ・ マレーシア法弁護士やインド法弁護士等を抱え, 周辺国の法律サービスにも対応可の事務所もある ・ 周辺国にオフィスを開設している事務所も多い ○ その他, 現地法曹資格を保有する弁護士, 現地事務所に直接採用されている弁護士もいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少なくとも8つの日系法律事務所が進出(うち4つは大規模法律事務所) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ジャカルタに8名の日本弁護士(うち5名は, 日本の大規模法律事務所から出向し, 現地法律事務所に駐在)
日本弁護士のニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大企業の多くは, 社内に法務部があり, 日本弁護士のニーズは少ない ○ 社内に法務部がなく, 資力のある企業は, 日系法律事務所へ依頼(現地法律事務所とのコーディネート業務) ○ 中小企業の大半は専門家の法的支援を受けていない状況であるが, 法的支援のニーズは非常に高い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンサルタント業務として以下のような業務を行うことが可能 <ul style="list-style-type: none"> ・ タイへの進出形式の選択 ・ タイ投資委員会の承認を得る手続 ・ 会社の運営方法 ・ 現地従業員の採用と労務管理 ・ 税務対策 ・ 名義貸しをめぐるトラブル ・ ビザやワークパーミットの問題 ・ 現地法人の買収やM&A ・ 現地日系企業間の契約書の作成, 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ クライアントとインドネシア弁護士をつなぐコーディネート業務が中心 ○ 日本弁護士の存在の認知度が高くなく, 認知度の向上が必要

日本弁護士活動の可能性(調査を実施した弁護士の所感)



シンガポール

今後は中小企業を中心にニーズは拡大傾向にあるのではないかと。ただし、今後、現地法律事務所とのネットワークを構築する日系企業が増えれば、その分、仲介役としての機能を担っている日本弁護士の役割は淘汰されてしまふ。企業の規模、業種、案件の内容によって求められる弁護士のニーズは様々、どのニーズに対応する弁護士となるのか、情報収集しながら自分で開拓することも必要であろう。



タイ

日本弁護士の業務がコンサルタント業務に限定されるため、税理士や会計士、コンサルタント会社等が競争相手となり得る。相談の内容につき、政府機関とのやりとりが必要となり、また、税務や関税の問題に及ぶことが多いので、従来の典型的な弁護士のように裁判所での仕事のみを念頭において活動をするだけでは足りない。タイ国内法の法令に精通した上、税務や会計制度に対する理解も深めなければならない。



インドネシア

外弁規制上の各種制約、推薦状取得についての不透明な状況に加え、適切なインドネシア法律事務所を見つけることの難しさを考えると、日本弁護士のインドネシア進出の難易度は非常に高い。一方で、ジャカルタに駐在する日本弁護士の業務量は増加傾向にあり、日本弁護士のニーズが徐々に顕在化しつつあり、日本弁護士がインドネシアで活躍する将来像も十分にあり得る。